

法規名稱：環境影響評估法

修正日期：民國 112 年 05 月 03 日

當次沿革：中華民國 112 年 5 月 3 日總統華總一義字第 11200036341 號令增訂公布第 16-2 條條文

中華民國 112 年 8 月 18 日行政院院臺規字第 1121028221 號公告第 2 條、第 3 條第 1 項、第 3 項、第 5 條第 1 項第 11 款、第 2 項、第 7 條、第 9 條、第 10 條第 1 項、第 11 條第 1 項、第 12 條第 1 項、第 13 條、第 13-1 條第 1 項、第 14 條第 2 項、第 3 項、第 16 條第 1 項、第 16-1 條、第 18 條第 1 項、第 3 項、第 19 條、第 22 條、第 23 條第 2 項、第 3 項、第 4 項第 2 款、第 3 款、第 5 項、第 6 項、第 7 項、第 8 項、第 9 項、第 11 項、第 23-1 條第 1 項、第 25 條、第 26 條、第 27 條、第 28 條、第 29 條、第 31 條所列屬「行政院環境保護署」之權責事項，自 112 年 8 月 22 日起改由「環境部」管轄

第 16-2 條

環境影響說明書、評估書或環境現況差異分析及對策檢討報告之審查結論

公告後，開發單位遭目的事業主管機關廢止其開發許可文件者，審查結論失其效力。

本法修正前已公告之環境影響說明書、評估書或環境現況差異分析及對策檢討報告審查結論，適用前項規定。